

障害のある子どもと保護者のための 福祉サービスと制度

兵庫県では、共生社会の実現に向けた特別支援教育のさらなる充実を図るために、本人・保護者を中心に据え、就学前から卒業後へとつないでいく縦の連携と、教育だけでなく、保健・福祉、医療、労働等の関係機関や地域住民とつながっていく横の連携からなる「縦横（タテヨコ）連携」を推進しています。

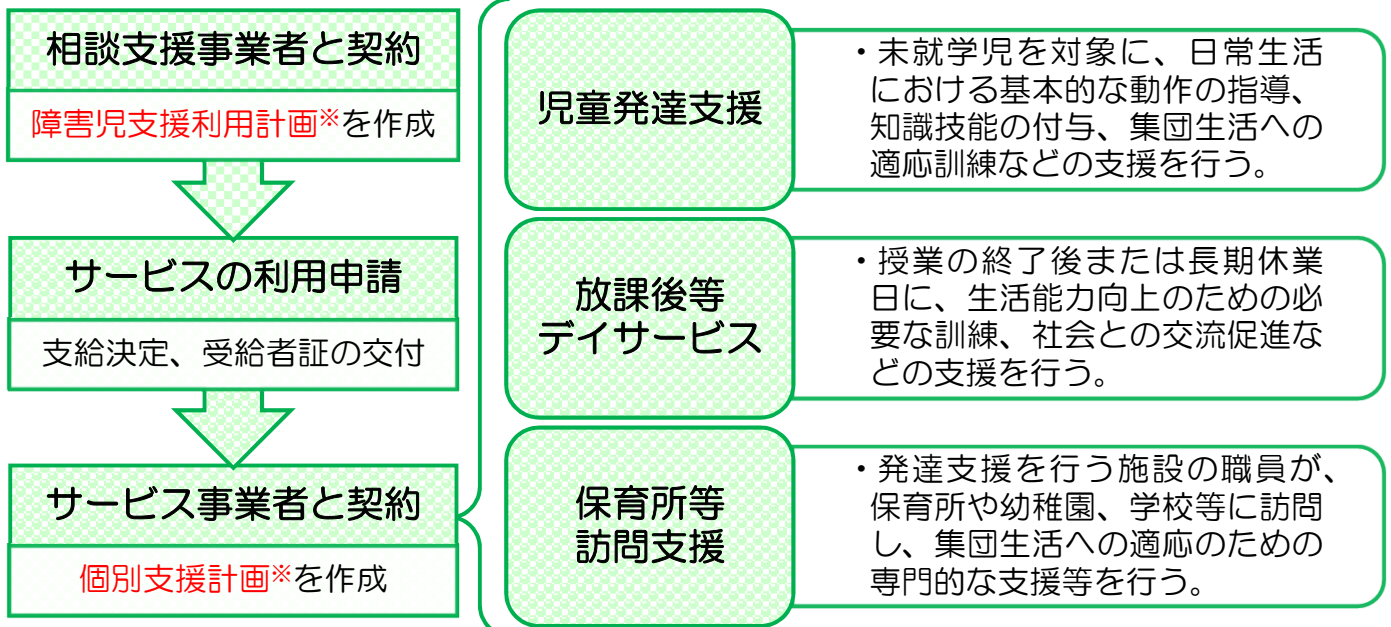
福祉との連携に当たっては、まずは教職員が放課後等デイサービスや保育所等訪問支援事業等の福祉サービスについて理解することが必要です。

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室による保護者向けハンドブックより

子育ての困りごとやお子さんのご全般（児童発達支援センター）
日常生活についての相談支援のほか、必要な支援を提供するため、関係機関と調整を図ります。



児童福祉法に基づく障害児通所支援



※ 個別支援計画等の共有について

児童生徒の学校生活では、学校が作成する「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」に基づき、一貫した指導や支援が行われています。一方で、児童生徒が放課後等デイサービスを利用するにあたって、「障害児支援利用計画」、「放課後等デイサービス個別支援計画」が作成され、保護者や本人の希望する生活やニーズ、現状や課題に基づき支援が行われています。

学校とサービス事業者がそれぞれの計画の内容を共有することで、子どもたちへ、より効果的な教育や支援を行っていくことができます。